

香芝市告示第57号

香芝市重度心身障害者（児）デマンド交通運賃助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三橋和史

香芝市重度心身障害者（児）デマンド交通運賃助成事業実施要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）の生活行動範囲の拡張及び社会参加の促進を図るため、重度心身障害者（児）に対し、香芝市デマンド交通の運行に関する条例（平成27年条例第7号）第2条のデマンド交通（以下「デマンド交通」という。）の運賃を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象となる者は、香芝市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（平成4年10月1日施行）第2条の対象者とする。

（助成の承認）

第3条 香芝市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱第5条第1項の規定により助成の申請をし、同条第2項の規定によりその承認を受けた者は、次条の規定による助成の承認を受けた者とみなす。

（助成の方法等）

第4条 前条の規定により助成の承認を受けたとみなされた者は、介助者を伴ってデマンド交通に乗車する際に、香芝市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱第5条第2項の規定により交付された同項の香芝市福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を1枚使用することで、デマンド交通の1乗車の運賃相当額の助成を受けることができる。

（使用枚数の上限）

第5条 利用券を使用できる枚数は、1人につき1年度当たり48枚を上限とする。この場合において、香芝市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱第6条の規定により利用券を使用したときは、48枚から当該使用した利用券の枚数を減じた枚数を上限とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。